信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別紙様式第13号（第131条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業　務　報　告　書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） （信用金庫名） （所　在　地） 年　月　日 殿 （信用金庫名） （理　事　長　氏名　　） 年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業　務　報　告　書 目　次 頁 ［第１～第５　略］ （記載上の注意） ［１．～５．　略］ 第１事業概況書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） ［１．～14.　略］ 15. 単体自己資本比率 当期末現在 信用リスク・アセット算出手法 （単位：百万円） 項目 / 当期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額 ［略］	**別紙様式第13号**（第131条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業　務　報　告　書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） （信用金庫名） （所　在　地） 年　月　日 殿 （信用金庫名） （理　事　長　氏名　　） 年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業　務　報　告　書 目　次 頁 ［第１～第５　同左］ （記載上の注意） ［１．～５．　同左］ 第１事業概況書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） ［１．～14.　同左］ 15. 単体自己資本比率 当期末現在 信用リスク・アセット算出手法 （単位：百万円） 項目 / 当期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額 ［同左］